

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和7年2月26日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|------------------------|
| (1) 入札番号 | (総長契) 第2号 |
| (2) 業務名称 | 南庁舎総合管理業務委託 |
| (3) 履行期間 | 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

令和7・8年度における甲府市物品供給競争入札参加資格申請を提出し、受理されている入札有資格者名簿の登載予定者で、次の条件をすべて満たすもの。

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 令和7・8年度における甲府市物品供給競争入札参加資格の申請において、業種が「警備」及び「清掃」で申請している者であること。
- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第7条に掲げる建築物環境衛生管理技術者免状を有する者を雇用し、同法第6条に掲げる建築物環境衛生管理技術者として選任できる者であること。また、同法第12条の2第1項第5号に掲げる建築物飲料水貯水槽清掃業、同項第7号に掲げる建築物ねずみ昆虫等防除業及び同項第8号に掲げる建築物環境衛生総合管理業の登録を甲府市長又は山梨県知事より受けている者であること。

- (4) 消防法（昭和23年法律第186号）第13条の2に掲げる甲種危険物取扱者又は乙種四類危険物取扱者の免状を交付された者を雇用し、選任できる者であること。
- (5) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定に定める認定を受けた者であること。また、甲府市内に営業所を有する場合は同法第9条の規定に定める届出を提出している者であること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (8) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (9) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、その当該処分を受けた日から2年を経過していること。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (11) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和7年2月27日（木）～令和7年3月7日（金）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市総務部総務総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎5階
電話055-237-5066

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（産業・ビジネス／入札・契約／入札情報（その他・公募型））から情報入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和7年2月27日（木）～令和7年3月7日（金）

（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市総務部総務総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎5階

電話055-237-5066

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和7年3月19日（水） 午前11時30分

(2) 場所 甲府市役所入札室1

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎6階

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2入札参加資格に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則（昭和50年規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 長期継続契約

本入札は、甲府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年条例第33号）に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

9 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は、免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は、行わない。

(5) 本入札においては、競争入札に参加する者に必要な資格に関して、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の附属書十第二編第B節2の規定に関する注釈（f）に規定する現地の中小企業による調達手続への参加を奨励するための政策上の計画に該当する「甲府市の中小企業による調達手続への参加の奨励に関する計画」を適用する。

(6) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。